

横須賀市議会基本条例 逐条解説

横須賀市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本原則（第3条－第6条）

第3章 議会運営等（第7条－第11条）

第4章 市民と議会の関係（第12条－第15条）

第5章 議会と市長等との関係（第16条－第19条）

第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進（第20条－第29条）

第7章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）

第8章 議会局等（第32条・第33条）

第9章 継続的な検証（第34条）

附則

平成12年（2000年）4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、機関委任事務制度が廃止され、国の地方公共団体（以下「自治体」という。）に対する関与の縮減や権限移譲が行われた。これに伴い、自治体の自己責任と自己決定権が大幅に拡大し、議会に求められる役割及び責務はさらに増大することとなった。

本市議会は、同法施行以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を目指し、継続して議会の制度改革及び活性化に努めてきた。これまでも、ICT（情報通信技術）の活用による情報の公開、市民傍聴権の保障等、先駆的な取り組みを行ってきており、とりわけ、平成14年（2002年）に議会法体系を整備の上、制定した横須賀市議会会議条例は、今日の議会基本条例の先駆けと評価されている。今後も地方分権を踏まえ、公正性・透明性を堅持し、さらに市民に開かれ、信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。

また市議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員の合議体であり、日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在として、市民の負託に応える責務がある。このため本市議会は、市長等執行機関への監視及び評価機能の充実に努めることはもとより、自由闊達な討議により、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案・政策提言を行える政策形成能力の向上を図っていかねばならない。

このような認識のもと、本市議会は、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示したい。

よって、ここに横須賀市議会基本条例を制定する。

〈説明〉

議会基本条例とは、議会に関する取り決めの最高規範として、基本的な考え方や姿勢を定めた条例です。

横須賀市議会は、以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を目指し、継続して議会の制度改革及び活性化に努めてきました。とりわけ、平成 14 年（2002 年）に議会法体系を整備し、制定した横須賀市議会会議条例は、今日の議会基本条例の先駆けとも言われています。

平成 22 年、本市議会の最高規範としての議会基本条例を制定するに当たっては、その会議条例を発展的な形で取り入れ、より市民にとって分かりやすい条例とすることを目指しました。

横須賀市議会は、今後も、さらに市民に開かれ、信頼される議会を創造し、積極的な政策立案・政策提言を行うことのできる政策形成能力の向上を図っていくことを使命と考えています。

このような認識のもと、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を、議会基本条例の前文として示しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この議会基本条例（以下「この条例」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

〈説明〉

横須賀市議会基本条例の目的は、二元代表制のもとでの議会の役割及び議会に関する基本的事項を明文化し、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展を目指すことであると規定しています。

なお、第2条にあるように、議会基本条例は本市議会の最高規範として位置づけられるものであるため、その他の条例と区別すべく、冒頭で「この条例は」とせず、あえて「この議会基本条例は」と特定しています。

（この条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

〈説明〉

この議会基本条例が、本市議会の最高規範として位置づけられていることを明記し、議会に関するその他の条例等を制定、改正、廃止する際には、議会基本条例の理念を踏まえ、条例に定める事項と整合性をとり、これから外れるようなものであってはならないと定めています。

本条に基づき、条例、規則といった例規の改正時はもちろんのこと、議会運営を見直す際にも、議会基本条例の趣旨に反することのないよう、もれなく整合性を図っていきます。

第2章 基本原則

（議会及び議員の責務）

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

〈説明〉

議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員で構成する合議制の機関であり、議会と議員の責務は、条例等を遵守した上で議会を運営し、市民の負託に応えることであると規定しています。

（議会の活動原則）

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。
- （2）議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。
- （3）市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。
- （4）市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- （5）議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。
- （6）ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。

〈説明〉

市民から直接選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として、議会を運営するに当たり守るべき6つの活動原則を定めています。

(1)常に開かれた議会であること。

市民に身近な、開かれた議会であるために、原則全ての会議を公開とし、積極的な情報発信に努めています。情報の公開については第12条に規定しています。

(2)議員は自ら議案を提出すること、または市長が提出する議案に対して修正もできることを踏まえて、議会として積極的に市政の運営に貢献すること。

議員は市長から提出された議案に対して賛否を表明することにとどまらず、自ら議案を提出したり、市長提出議案に対する修正を行ったりすることができます。議会はこうした議員の権限を踏まえて、適切に議決を行っていきます。なお、議員の議案提出権の適切な行使は、第5条（議員の活動原則）にも規定しています。

(3)適正な市政運営が行われているか、監視し、常に検証を行うこと。

市民の代表である議員で構成される議会は、市長との二代表制のもと、市民の立場に立って市政が適正に運営されているか監視、検証を行っていきます。なお、市長との関係については第16条に規定しています。

(4)市民参加の機会を様々に設けて、市民の意見をもとに議会として政策立案・政策提言を行っていくこと。

市民から意見を聴く機会を多様に設けて、市民の意見を議会としての政策立案、政策提言につなげていきます。なお、市民参加については第14条に、議会として積極的に政策立案・政策提言を行うための組織については第22条（政策検討会議の設置）に規定しています。

(5)市民にとって分かりやすい形で議会を運営すること。

議会運営に当たっては、平易な言葉を使ったり、可能な限り資料や議論の経過を公開するなど、結論に至るプロセスも含めて市民にとって分かりやすい形となるように常に改善を図っていきます。

分かりやすい議会運営の例として、第17条に規定する一問一答方式の導入や市長等への反問権の付与等が挙げられます。

(6)ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。

ジェンダー平等をはじめとしたあらゆる人権を尊重し、妊娠や出産、育児や介護、障害の有無などの理由にかかわらず、多様な人材が議員として議会で活躍できるようにするため、ソフト、ハード両面から必要な環境整備に努めています。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行行使すること。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽により、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。

〈説明〉

議員個人として守るべき3つの活動原則を定めています。

(1)議員間討議を重んじること。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた多様な価値観を持つ多くの議員で構成される合議体です。議員がそれぞれの立場から自由な討議をすることで、市民の多様な意見が表明されることとなります。討議によって、お互いの意見、考えを理解しつつ、論点を明確にした上で、最も妥当な結論を導いていくことが合議制の機関として重要となります。

議員間討議については、第21条（議員相互の討議の推進）に規定しています。

(2)議決に参加するだけでなく、政策を策定するために議案を提出する権限があることを踏まえ、これを適切に行行使すること。

議員は、市長から提出された議案を受動的に審議、議決するだけが役割ではありません。政策を自ら策定するために条例議案を提出することが、地方自治法第112条によって議員の権利として与えられており、主体的に、これを適切に行行使していくことも求められています。なお、議会として、議員の議案提出権も踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献することは、第4条（議会の活動原則）に規定しています。

(3)不断の研鑽によって自己の資質を高め、市民代表にふさわしい活動を行うこと。

議員は、市民から負託を受けた市民の代表として、地域ごとの個別の課題だけではなく、常に広く市政の課題を認識し、市民のニーズを吸い上げなければなりません。また、多様化する行政課題に迅速に対応するため、日常の調査や研究などにより議員としての資質を高める努力を怠らず、市民の代表としてふさわしい活動を行います。

（議員の政治倫理）

第6条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

〈説明〉

【第1項】

議員は、市民から直接選挙によって選ばれ、負託を受けた市民の代表として、高い倫理性が求められていることを自覚し、行動することを定めています。

【第2項】

議員の政治倫理については、横須賀市議会議員政治倫理条例及び同条例施行規程で規定しています。

第3章 議会運営等

(通年議会)

第7条 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

本市議会は、市政に対する監視機能を強化し、政策立案機能を充実させ、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、平成29年5月1日から通年議会を取り入れています。

通年議会とは、定例会の回数を年1回とし、議会としての権限を行使し、法的に活動できる期間である「会期」をほぼ1年間とするものです。

地方自治法第179条には、本来議会の議決を得るべき事件であっても、議会を開く時間的な余裕がないことを理由に、市長が決定することができる旨（市長の専決処分）が規定されていますが、通年議会を導入することでいつでも議会を開くことが可能となるため、市長による専決処分はほぼなくなり、議会の議決を得ることになります。こうして、議会の監視機能を強化したり、委員会活動を活性化することが通年議会の大きなメリットとなります。

【第2項】

通年議会に関して必要な事項は、横須賀市議会会議規則及び通年議会実施要綱で規定しています。

(議員定数)

第8条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。

3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

〈説明〉

【第1項】

地方自治法第91条第1項に「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」とあり、これに基づき、本条第1項で本市議会の議員定数を規定しています。議員定数は議会の根幹にかかわることであるため、別途条例を制定するのではなく、本市議会の最高規範である議会基本条例に直接規定しています。

本市議会では、適時、議員定数の見直しを行ってきており、平成19年の改選時に43人、平成23年の改選時に41人、令和元年の改選時に40人、令和5年の改選時に39人としました。

今後も社会情勢や財政状況、議会のあるべき姿など様々なことを考慮して、適正な議員定数について継続的に検討していきます。

【第2項】

議員定数を変更するために本条例を改正する場合は、地方自治法第74条第1項に基づく市民からの直接請求による条例改正の場合を除き、議員自らが、改正理由を説明した上で提案することとしています。

【第3項】

議員定数は、議会の組織運営にかかわることであるため、本来議会自らが決定すべきものです。しかし、自治体財政、行政運営にも深く関連することから、市長による定数改正の提案の余地がないわけではありません。

このことから、第2項にある定数改正は議員が提案するものという規定は、市長の条例改正議案の提出権を制限するものではないとしています。

(委員会)

第9条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

- (1) 総務常任委員会
- (2) 民生常任委員会
- (3) 環境教育常任委員会
- (4) 都市整備常任委員会
- (5) 予算決算常任委員会

3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。

4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

〈説明〉

【第１項】

地方自治法第 109 条には、議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができると規定されています。

議会における審議は、全議員で構成する本会議で行うことが原則ですが、議案やその他さまざまな政策等を効率的かつ詳細に審査するために、少人数の議員で組織する委員会を設置し、分担して審査を行います。また、社会情勢の変化とともに新たに生じる行政課題に対応するため、専門性や特性に応じて特別委員会を設置して集中的に審査するなど、委員会制度を適切に活用することを規定しています。

【第２項】

議会の運営のほか、議会内部のことについて担当する議会運営委員会、市の事業部門を担当する総務、民生、環境教育、都市整備の４つの行政部門別常任委員会、予算及び決算に関する事項を担当する予算決算常任委員会の設置を規定しています。

【第３項】

特定の事項について詳細に審査したり、複数の常任委員会にまたがる事項について審査するための特別委員会の設置を規定しています。特別委員会は常設ではなく、必要に応じて本会議での議決を経て設置します。

【第４項】

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営等については、横須賀市議会委員会条例、委員会規則等で規定しています。

(災害時等の対応)

第10条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

災害の発生や感染症のまん延、国際情勢の緊迫などによって、市内全域に甚大な被害があったり、市民生活へ多大な影響を及ぼすような不測の事態が発生した際、またはそのおそれがあるときにおける議会の対応を規定しています。こうした事態においては、市長や関係機関と協力し、市民生活の安定と維持に努めます。

【第2項】

本市議会は、災害等による不測の事態が発生した時に、迅速な対応を行えるよう、災害対策会議を設置しています。具体的な体制、対応等については、横須賀市議会災害対策会議運営要綱で規定しています。

また、災害等の発生時に議会・議員がとるべき行動については、横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）で規定しています。

(会派)

第11条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等と合意形成に努めるものとする。

〈説明〉

【第1項・第2項】

会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、議会活動を行う団体です。例えば、議案・請願等に対する賛否は、会派で協議・検討を行い、原則として会派ごとに方向性を決定しています。

本市議会では、従前から会派制で議会運営を行っていますが、最高規範である議会基本条例制定に当たり、改めて会派の定義等を明文化しています。

【第3項】

議会として一丸となって政策立案、政策決定、政策提言を行っていく際には、会派間、また会派に所属しない議員も含めて、積極的な議員間討議等により合意形成に努めていくことを規定しています。

第4章 市民と議会の関係

(情報の公開等)

第12条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。

2 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。

3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。

4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

議会は議決をするに当たって、審議の透明性を高め、また市民に対して説明責任を果たすため、積極的に情報を公開することを定めています。この規定に基づき、市議会ホームページ、市議会だより、SNSなどでの議会活動の発信、市議会のインターネット中継、会議録や政務活動費活用状況のホームページでの公開等、様々な媒体で積極的に情報公開を行っています。

【第2項】

本市議会では、全ての本会議、委員会、その他各種会議を原則公開とし、傍聴を可能としています。

【第3項】

会議だけではなく、議員向けの研修会等も必要に応じて公開することとしています。これに基づき、例年9月定例議会及び12月定例議会の議会期間中に開催する議員研修会は、傍聴を可能としています。なお、議員研修会の実施については、第24条（議員研修）に規定しています。

【第4項】

会議及び議員研修会等の傍聴については、横須賀市議会傍聴規則及び傍聴規則実施要領で規定しています。

(請願及び陳情)

第13条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。

2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

請願は憲法や地方自治法に規定された権利ですが、陳情についてはそうした規定がなく、議会によって取扱いは様々です。本市議会では、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、真摯に取り扱うことを定めており、この規定に基づいて、提出された請願・陳情は原則として所管の委員会に付託・送付し、関係部局の所見を聴取し質疑を行うなど詳細な審査を行っています。

また、本項では、請願者や陳情者が求めた場合または議会自らが必要とする場合には、説明や意見陳述を行う場を設けることができることを規定しています。議会は、提出者から説明や意見陳述を直接聞くことで、請願者・陳情者の願意をよりの確に把握し、審査に当たって適切に判断することが可能となります。

【第2項】

請願及び陳情の取扱いについては、横須賀市議会会議規則、委員会条例、委員会規則等で規定しています。

(市民参加)

第14条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提言の機会の拡大を図るものとする。

2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

市民からの政策提言の機会拡大として、請願・陳情以外にも意見交換の場を多様に設けることと規定しています。

現在、本市議会では広報広聴会と題して、市民との意見交換の機会を年1回以上設けることとしており、主に議会が政策立案に取り組むに当たって、市民の意見を反映させるべく、広報広聴会を活用しています。

広報広聴会の実施については、横須賀市議会広報広聴会実施要領で規定しています。

【第2項】

議会は、政策条例等の制定・改正・廃止を提案するに当たっては、市民の意見を反映したものになるよう、パブリック・コメント手続を有効に活用することを定めています。

パブリック・コメント手続とは、政策条例等の案を事前に公表し、市民等から意見を募集し、これを考慮して政策を決定するものです。政策条例案は、議会として検討し提案するケースと、所定の賛同者数を揃えて有志の議員が提案するケースとがありますが、いずれの場合にもパブリック・コメント手続を有効に活用することとします。また、市民等から提出された意見については、提案者がこれに対する考え方を示し、公表します。

【第3項】

議会によるパブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱で規定しています。なお、市によるパブリック・コメント手続は、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例で規定しています。

(説明責任等)

第 15 条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

〈説明〉

【第 1 項】

市政の最終的な意思決定の場である議会は、議決責任を深く認識し、市民に対して説明責任を果たすことを定めています。

議会の情報公開については第 12 条にも規定していますが、どのような議論があって決定に至ったのか、市民に対して説明責任を果たせるよう、会議を公開し、本会議での審議、委員会での審査のインターネット中継を行い、会議録を全文掲載し、さらに議決結果は議員別の賛否も含めてホームページで公開しています。

また、議会として立案する政策については、広く市民に示し、理解をいただき、また意見を政策に反映できるよう、政策素案に対して意見をいただく広報広聴会を実施したり、前条の規定に基づくパブリック・コメント手続を行い、寄せられた意見に対する回答を公表します。

【第 2 項】

議決した案件のみならず、議会運営そのものに関しても、議会がどのようなルールに基づいてどのように運営されているのか、市民に対して説明する責務があることを規定しています。

例えば、議員定数を見直したり、審議方法を変更したりする際には、変更の理由や効果なども含めて、分かりやすく示していきます。

第5章 議会と市長等との関係

（市長との関係）

第16条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

〈説明〉

議員も市長も、共に市民からの直接選挙で選出されている独立、対等の立場にありますが、その議員で構成する議会は合議制で議決権を有し、市長は独任制で執行権を有するという互いに異なる機能を持っています（二元代表制）。

議会は、市長との役割分担を認識しつつ、議事機関として常に緊張ある関係を構築します。その中で、けん制したり調和を保ったりしながら、市政の監視・評価を行うだけでなく、議会自らが政策立案や政策提言等を積極的に行い、市長とともに市政の発展に努めることを定めています。

(一問一答方式等)

第17条 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。

〈説明〉

【第1項】

本会議における代表質問や一般質問は、全ての項目をまとめて質問し、まとめて答弁する一括質疑・一括答弁の方法があります。この方法は、効率的ではありますが、質疑・答弁とも長時間になり、何について議論されているのか、分かりにくいという欠点もあります。質問の方法には、他に、議員と市長等が対面し、1項目ごとに質問し答弁する、一問一答という方法があります。

本市議会では、代表質問や一般質問において、まず一括質疑・一括答弁を行うこととしていますが、さらに深めて質問をしたい場合の質問方式として、一括方式か一問一答方式かを質問議員が選択できることとしています。

【第2項】

本会議や委員会における質疑等では、通常、議員が質問し、それに対して市長その他の理事者が答弁をします。しかし、理事者側にとって、常に議員からの質問に答える形の一方通行では、答弁者が質問の正確な意図をつかみきれなかった場合に、的確な答弁ができないこともあります。

このため、答弁者が質問をした議員に対して、質問の背景又は根拠など不明点や疑義のある点を問い返すことのできる反問権を市長等に付与することについて定めています。反問は、反論や説得ではなく、論点・争点を明確にし、議論を深めることを目的とします。

(政策等の監視及び評価)

第18条 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置

2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。

〈説明〉

【第1項】

議会在、市長の実施する政策、施策、事業等を的確に監視及び評価するためには、様々な情報を十分に把握することが必要になります。

本項は、市長が重要な政策等を議会に提案する際には、議会での審議によって、その政策がより良いものになるように、その政策を必要とする背景、他の政策案とどのような比較検討をしたのかといった政策形成過程や財源措置など、詳細な情報を提供することを定めています。議員がこれに基づいて審査することで、議会が適切に監視機能を果たせるようにします。

この規定に基づき、詳細な審査を行う委員会説明資料に必要な情報が盛り込まれています。

【第2項】

第1項は、市長等に対して義務を定めるものですが、重要な政策等の審議に当たり市長等から提出された資料が不十分であるなど、第1項の規定に反している場合は、議会から情報の提供を求めることができることを定めています。

【第3項】

重要な政策等の審議において議会は、政策立案過程や執行時も含めて論点や争点を明らかにし、執行後の当該政策の評価に資するような審議をすることを定めています。

（議員の文書等による質問）

第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で質問を行い、文書又は電磁的記録による回答を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 前2項の規定による質問及び回答は、全議員に通知するとともに市民に公表するものとする。

〈説明〉

【第1項】

議員は、年に4回開かれる定例議会や臨時に開催される臨時議会及び臨時会の開会中は、本会議という公開の場で市長等に質問を行い、回答を求めることができますが、その他の期間（閉会中又は休会中）においても、オンラインによる提出も含め、文書による質問ができることを定めています。

文書による質問は、次の定例議会まで持ち越すべきではない案件で、かつ一般質問と同様に市長等に対して回答を求める水準のものとし、質問者が議長と協議の上実施します。

【第2項】

市長等は、文書による質問を受けたときは、速やかに回答する旨を規定しています。議会運営委員会において、回答期限は原則1週間と申し合わせています。

【第3項】

文書による質問及びその回答は、全議員に通知し、また市民に対しても公表することを定めており、市議会ホームページ等で閲覧が可能です。

第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進

（議決事件の追加）

第20条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

〈説明〉

【第1項】

地方自治法第96条第1項では、地方議会が議決しなければならない事件として、条例の制定・改廃、予算、決算など、15項目を掲げています。同条第2項には、この15項目のほか、条例によって議会の議決事件を定めることができるかとされています。

議会は、特に重要な政策や計画などについて、市政への監視機能を高めるためにも、議会の審議、議決を経てから執行するべきものではないかという視点を常に持ち、必要に応じて新たに議決事件としての追加を検討することを定めています。

【第2項】

地方自治法第96条第2項の規定に基づく、追加の議決事件については、議会の議決すべき事件に関する条例で規定しています。

（議員相互の討議の推進）

第 21 条 議会は、委員会又は法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整の場（以下「委員会等」という。）における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。

2 前項の審査に当たっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。

〈説明〉

【第 1 項】

第 5 条（議員の活動原則）第 1 項第 1 号にあるとおり、議員は、議会が言論の場であり合議制の機関であることを踏まえて、議員間の自由な討議を重んじなければなりません。

委員会等の審査は、市の部課長等との質疑・答弁を中心に進行していますが、市民から直接選挙で選ばれ、負託を受けた多数の議員で構成する議会は、議員相互の討議を活発に行うことにより、議案の審査等に市民の意見を反映させることができます。

活発な議論の末に、全会一致で結論を出すことができれば理想ですが、現実には多様な意見を持つ議員が集まって構成されているのが議会であり、完全に意見を一致させるのは困難なこともあります。

こうした中で、議決責任を果たすためには、議論を尽くしてお互いの考えを理解し、少数意見も尊重しながら最終的には多数の意思を持って決定する方法が最も妥当だとされています。このため、本項では、議員相互間の自由討議を推進する場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努め、市民に対する説明責任を果たすことを定めています。

なお、地方自治法第 74 条第 1 項は、条例の制定または改廃を市民が直接請求することができることを定めたもので、これについては、審査において特段の配慮をするものと規定しています。

【第 2 項】

議案等の審査や議会運営に関する協議の場において、委員長は、議員間の討議が積極的に行われるように、委員会を運営することを規定しています。

本項に基づいて、本市議会では委員会での議案や請願等の審査において、委員長が採決をとる前に議員間討議の有無を確認する運用としています。

(政策検討会議の設置)

第 22 条 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。

2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

〈説明〉

【第 1 項】

議会の政策提案機能をより高め、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置することを定めています。

政策検討会議では議員任期 4 年間の実行計画である「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤～」を策定します。この計画において、議員任期中に検討する政策課題及び議会改革課題を掲げ、議会全体として計画的かつ効率的に政策立案と議会改革を進める仕組みを確立しています。

【第 2 項】

政策検討会議の運営については、政策検討会議運営要綱で規定しています。

（専門的知見の活用）

第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。

〈説明〉

議会は、市政の課題に関する調査又は検討に当たって、必要に応じて学識経験者、事業者、市民団体など、その分野に精通した方に協力を仰ぎ、専門的知見の活用を図ることを定めています。

市政の課題は多岐にわたり、その解決に向けては、議会自らが専門家の知見を取り入れながら、広い視野と深い見識を持って取り組むことが必要です。

地方自治法第 100 条の 2 には、議会が専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる旨が規定されており、また同法第 115 条の 2 には、議会が学識経験者等から意見を聴く公聴会や参考人制度の規定があります。これらの規定に基づき、市政の課題に関する調査・検討のみならず、議会が政策立案をする際などにも積極的に専門的知見を活用していきます。

(議員研修)

第 24 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

〈説明〉

【第 1 項】

議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を目的として、議員研修を充実強化することを定めています。現在、9 月定例議会及び 12 月定例議会の議会期間中に開催するほか、必要に応じてテーマを設定し、専門家を講師とする議員研修会を随時開催しています。

【第 2 項】

議員研修会の充実強化に当たって、様々な形での積極的な開催を定めています。

広く各分野の専門家を講師として招くほか、広域的な課題についての研修会を他の自治体議会と共催したり、市民と議員が同じ立場で参加するシンポジウムやパネルディスカッション形式での研修会を実施するなどを想定しています。

【第 3 項】

全ての議員に、本市議会の最高規範である議会基本条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに議員研修を行うことを規定しています。これに基づき、初当選議員は本研修の受講を必須としています。

（広報広聴会議の設置）

第 25 条 議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。

2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

〈説明〉

【第 1 項】

多くの市民に議会と市政に関心を持っていただくほか、市民意見を積極的に収集し、政策提案に活かすことを目的に、広報広聴会議を設置し、広報広聴を戦略的かつ計画的に実施することを定めています。

現在は、定例議会ごとの市議会だよりの発行、広報よこすかやホームページ、SNS 等で議会広報を行っているほか、市民から意見を聴く場である広報広聴会を実施し、広聴活動にも力を入れています。

【第 2 項】

広報広聴会議の運営については、広報広聴会議運営要綱で規定しています。

（予算の確保）

第 26 条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実に努めるために必要な予算の確保に努めるものとする。

〈説明〉

予算の調製権は市長にあるため、二元代表制の趣旨や議事機関としての機能確保の面から、市長は議会が必要とする予算の確保に努めることを定めています。

（議員及び会派の積極的な政務調査活動）

第 27 条 議員及び会派は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

〈説明〉

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項に基づき、市議会議員の調査研究のため、必要な経費の一部として議員または会派に交付されるものです。

本条では、この政務活動費を有効に活用して市政に関する調査研究等を行い、政策提言に活かしていくことを定めています。

(検討会議等の設置)

第 28 条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。

2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。

3 第 1 項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

〈説明〉

【第 1 項】

本市議会では、議会改革に継続的に取り組むため、議会運営に関する問題点の解決を図るとともに、これからの議会の在り方について協議を行う議会制度検討会議を設置することを規定しています。

【第 2 項】

第 1 項に規定する議会制度検討会議のほかにも、議案の審査や議会運営の在り方、市政の課題に関する協議等のため、必要に応じて検討会を設置することができることを規定しています。

【第 3 項】

第 1 項に規定する議会制度検討会議の運営については、議会制度検討会議運営要綱で規定しています。

（交流及び連携の推進）

第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、学術研究機関等との交流及び連携を推進するものとする。

〈説明〉

議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方について調査研究等を行うため、他の自治体の議会や学術研究機関等との交流・連携を推進することを定めています。

他の自治体議会との交流・連携として、研修については第 24 条第 2 項に規定していますが、そのほか特定のテーマに基づく他自治体議会議員との意見交換会などを検討していきます。また、議会間だけでなく、大学等の学術研究機関、民間企業等様々な分野の団体と交流・連携し、議会・議員の更なる資質向上を図っていきます。

なお、本市議会は関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を締結し、議会と大学がもつ人的・知的資源をお互いに活用し、地域の課題解決のために相乗効果を生み出せるように取り組んでいます。

第7章 議員の身分及び待遇

（議員の身分及び待遇）

第30条 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。

〈説明〉

議員の身分及び待遇が保障されていることは、多様な人材が議員として市民からの負託に応えて職責を果たし、議会制度を維持するために、重要な要素となります。

このことから、本条では、議員の報酬・政務活動費について、説明責任を果たし、市民の理解を得ることに努めることを規定しています。

特に政務活動費については、透明性の確保に努め、市民に対して詳細な使途を説明できるよう、領収書を含む収支報告書や視察等報告書を市議会ホームページで公開しています。

（議員報酬等）

第31条 議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。

〈説明〉

【第1項】

議員報酬については、議会議員の議員報酬等に関する条例で、政務活動費については、横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則で規定しています。

【第2項】

報酬や政務活動費の増減などのため、これらに係る条例を改正する議案を提出する場合は、第8条第2項・第3項にある議員定数に関する条例改正の場合と同じく、議員自らが改正理由を説明した上で提案することとしています。またこれは、市長の条例改正議案の提出権を制限するものではありません。

第8章 議会局等

（議会局）

第32条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。

〈説明〉

地方自治法第138条第2項には、市町村の議会には条例によって事務局を置くことができると規定されています。

目まぐるしく変化する社会情勢において、二元代表制の一翼を担う議会の役割が大きくなっている中では、議会の事務局は「事務」だけを行うのではなく、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、積極的な提案を行っていくことが必要となります。

このため、本市議会では令和3年4月、事務局の機能強化を図ることを目的として「議会事務局」から「議会局」へ名称変更しました。

本条では、その議会局の調査及び政策法務機能の充実について明文化しています。

（議会図書室）

第33条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

〈説明〉

地方自治法第100条第19項には、議会は、議員の調査研究に資するために図書室を設置しなければならないことが規定されています。

これに基づき、本市議会でも議員の調査研究のための議会図書室を設けており、本条では、その図書室の適正な管理・運営と、図書、資料等の充実について規定しています。

第9章 継続的な検証

(継続的な検証)

第34条 議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。

2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。

〈説明〉

【第1項】

本市議会の最高規範である議会基本条例については、議員任期ごとに継続的に検証を行っていくことを規定しています。

検証の際には、市民の意見、社会情勢の変化等も勘案し、議会基本条例の目的に沿った運営や活動、取組ができているか、時代に即した条文になっているかなど具体的に検討し、その結果、必要に応じて条例の改正や運用の改善等の見直しを行っていきます。

【第2項】

議会基本条例を改正する場合は、公開の場である本会議において改正理由を説明することを定めています。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項（第5号に係る部分に限る。）及び附則第3項（横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）第2条に1号を加える改正規定に限る。）の規定は、平成23年5月2日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 横須賀市議会会議条例（平成14年横須賀市条例第45号）は、廃止する。

附 則（平成22年11月30日条例第50号）抄

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第21号）

この条例は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成25年3月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第4号）

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年12月19日条例第84号）抄

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（令和2年12月3日条例第53号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第31号）

この条例は、令和4年市議会定例会の開会の日から施行する。

附 則（令和4年10月7日条例第45号）抄

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第14条の改正規定は公布の日から、次項の規定は令和5年5月2日から施行する。

附 則（令和6年10月9日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月18日条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項各号列記以外の部分中「第7条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第2条第1項中「第7条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第2項中「第7条第3項」を「第9条第3項」に改める。